

議案第 6 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鯖江市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 鯖江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項および第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鯖江市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年鯖江市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年鯖江市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号および第4号ならびに第16条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鯖江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 鯖江市職員の退職手当に関する条例（昭和31年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号および第5項第2号、第14条の見出しおよび同条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鯖江市公害防止条例の一部改正)

第5条 鯖江市公害防止条例（平成13年鯖江市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第27条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鯖江市モーター類似施設建築規制に関する条例の一部改正)

第6条 鯖江市モーター類似施設建築規制に関する条例(昭和59年鯖江市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の鯖江市一般職の職員の給与に関する条例第 1 6 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）および第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（鯖江市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 4 条の規定による改正後の鯖江市職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 1 項および第 5 項、第 1 4 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）

ならびに第 17 条第 4 項ならびに鯖江市職員の退職手当に関する条例第 17 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。